

京都府議会 2012 年 2 月定例会 議案討論

島田けい子（日本共産党・京都市右京区）

日本共産党の島田けい子です。議員団を代表し、ただいま、議題となっている議案 66 件のうち、第 1 号議案、第 13 号議案、第 24 号議案、第 95 議案の 4 件に反対し、他の 62 件に賛成の立場から討論します。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から 1 年余、被災地では、災害関連死が 1300 人をこえ増え続けています。被災者の多くが生活と生業の再建のめどさえたない中であっても、懸命に生きていこうと頑張っておられます。一方、原発事故の被害、放射性物質拡散による危険や不安はさらに広範囲に広がっています。その時に、民主党野田政権は、菅政権の原発事故対応の失敗・失政を引き継ぎ、救済復興で立ち遅れるばかりか、被災地に追い打ちをかけるように、TPP 協議への参加、消費税増税と社会保障改悪の一体攻撃に踏み出しています。

こうした中で、京都府としては、被災住民の現状に心を寄せ、救済と復興に取り組むのはもちろんのこと、今回の教訓から学び、地域防災計画の見直しと抜本的強化や原発ゼロ・再生エネルギーへの転換、命と暮らしを守る地方自治体の本旨と役割を十分自覚し、新たな取り組みに本格的に踏み出すことが求められています。

まず、府民の命と財産、安全を守る点で最大の課題である原発再稼働に関連して一言もうしあげます。意見書討論で我が党の馬場議員が指摘しましたとおり、再稼働の条件は全く整っておりません。

さらに今後、40 年を超えた老朽原発や高速増殖炉「もんじゅ」への対応などが一つ一つ問われて参ります。原発ゼロを決断し、再生可能エネルギーへの本格的転換へ踏み出されるよう強く要望しておきます。

また、国会で今まさに、消費税増税法案を上程されようとする中で、知事は、消費税増税が京都経済に与える影響はどうかとの質問に答えず、また、「赤字で身銭を切って納税をしている現状から 10% への増税では倒産廃業に追い込まれる」という悲痛な中小企業の叫びに対し、「受益と負担の問題」「財源を言わないのは空理空論」だと言いつつ放ったことは重大です。

97 年の消費税増税後、法人税の減税、証券優遇税制で大企業・金持ち優遇をやった結果、累計で 84 兆円も税収が減りました。

京都府の事業税も 97 年と比べ 2010 年度には個人事業税が 28 億 5 千万円も落ち込み、法人事業税は 594 億円もの減少となっています。地方消費税はその間 60 億円しか増えませんでした。

府民の暮らしの点でも税収の点でも、消費税増税しかないような認識こそあらためるべきです。

厳しく指摘しておきます。

まず、第 1 号議案平成 24 年度一般会計当初予算案についてです。

当初予算における府税収入は昨年比で 25 億円の減少、とりわけ法人 2 税は 45 億 9 千万円の減少となりました。18 年度から 22 年度の 5 年間に従業員 4 人以上の事業所が 778 事業所も減小。そこで働く従業員数は 16620 人も減少、常用労働者の現金給与は総額 1189 億円も減少しているのです。今年度も厳しい状況が続いています。こうした中で、今、京都府に求められていることは、地域経済の再生のために、

京都に根を張って頑張っている中小の地場産業を支え、農林水産業の再生のための抜本的方策を図る。非正規をなくし正規雇用を増やして雇用の安定をはかる。安心できる社会保障を作るなどして、府民所得を増やし、経済を内需主導で健全な成長軌道に載せるため、自治体として取りうる手立てをやり尽くす姿勢が必要です。

予算案に反対する第一は、すべての中小企業を対象とした振興策になっていないことです。

商工業振興費 39 億のうち、イノベーション、ベンチャー、新産業支援に 19 億円、丹後や西陣、京友禅など、伝統地場産業に 2 億円です。原材料の高騰に加え加工賃の切り下げに苦しんでいる業者の願いに答え、にせめて燃料代、リース代など固定費等の助成を行うべきです。

中小企業応援隊の訪問 16000 社の中でイノベーションへの要望件数は設備投資、販路開拓など新事業への検討は 1 %にとどまっていることが明らかになりました。今をどう乗り切るか、切羽詰った中小零細事業者の痛みを心を砕き、府も直接足を運び、その願いを聞き取り、より具体的な支援策の強化を求めるものです。

また、中小企業訪問の中心的役割を果たしている商工会や商工会議所等への予算はこの 5 年間に 1 億 5600 万円も削減した上にさらに削減しています。中小企業相談支援センターの経営指導員は 54 名の要求定数に対し 44 名しか予算化されなかった訳であります。自民党議員の中からもこれについては指摘があったとおりです。

今回、木造住宅耐震改修の簡易改修を対象とする予算化が図られましたが市町村支援、補正での対応を含め、促進方要望をします。深刻な実態にある建設業者の仕事確保と地域経済の活性化、景気対策に効果のある住宅リフォーム助成制度の創設をもとめておきます。

また、今定例会で、府が発注するすべての事業を対象に、「府内企業の発注の原則化」「下請けのしわ寄せ防止」「適正な賃金水準の確保」等、公契約のあり方を示す、公契約大綱を年度内に策定するという表明がございました。私は昨日も国や自治体の公共事業を請け負っている水道業者さんから話を聞きました。「お上の仕事が一番悪い、仕事をしたら赤字になるが、職人も抱え、食べていくのにはことわるわけにもいかずやっている。借金が増え続けるばかり」だと悲痛な声でした。本気でやる気であれば、大綱にとどまらずきちんと公契約条例として制定し、入札制度改革と一体で改革し、京都経済の底上げと働く府民の所得の引き上げに資するものとなるよう求めておきます。

第二に、府民の命と健康を守るための社会保障について、国の抑制政策にのり、やるべきことをやっていないこと、子育て支援策が不十分ということです。

年金が減り続けているのに、介護保険料や後期高齢者医療保険料は増え続けることに怒りが渦巻いています。後期高齢者医療保険について、月額 1 万 5 千円以下の年金しかないお年寄りの方の滞納件数が 4792 人にもものぼり、そのうち 206 人が短期証を発行され、39 人の方が差し押さえまでされているという事態が明らかになりました。「長生きするんじゃない。早く死ぬと言われているようだ」との声をいくつもお聞きします。お年寄りを差別する制度はやめ、安心できる制度の構築へ知事は役割を果たすべきです。

介護保険料について財政安定化基金はもともと介護保険料として府民から預かったものであり、これは本来保険料の軽減に使うべきで、国へ必要な意見を上げるとともに、府の交付金についても市町村の軽減対策に回すべきです。指摘をしておきます。

また、国保の京都府単位一元化について、「広域化で保険料は下がるか」との質問に知事はお答えがありませんでした。国に対し、国庫負担の増額を求めるのは当然ですが、それが無い中、広域化を強行し、保険料だけが上がり、医療が必要な人が排除されて命を脅かす事態を広げてはならないと考えます。京都府として一般会計を繰り入れてでも保険料を抑える決意が求められます。

介護保険返戻金について一言申し上げますが、昨年、本府は88歳の米寿のお祝いの事業を突然廃止しましたが、バラマキとの批判を逃れるために使わなかった介護保険料の一部の返礼とは少々配慮がかけております。ワイワイミーティングで出された「介護保険はつかってもいないのに返して欲しい」との府民の発言の真意は、少ない年金、高い介護保険料など頼りにならない介護や医療保険制度への不満ではないでしょうか。指摘をしておきます。

子育て支援ですが、まず、子育て支援医療費助成制度の通院の対象年齢を小学校卒業まで拡大したものの、自己負担の上限を月3000円とし償還払いとしたことに対して、「月3000円を超えることは滅多にないです。3000円を超えても、交通費を使って役所に申請にいくお金の方が高くつくなんて信じられません」と早くも多くの母親たちの声が上がっています。府民満足最大化というならきっぱり無料化へ改善をすべきです。

私立高校あんしん修学支援事業についてですが、この制度の実施によって、経済的事情による進学の見送りや、中途退学から救われると生徒や保護者から歓迎されています。これも決議の議論で述べまじょうに、いったん授業料は学校に払い込まなければならない問題の解決、大阪府、滋賀県を対象にすることや助成額等の改善、専修学校高等過程を対象に含めることなど、早期の改善を求めます。

第三に、経営改革プランで全国最大規模の定数削減を実施し、給与削減をおこない、臨時職員の多様による官製ワーキングプアをひろげ、府民サービスにも影響を与え兼ねない状況になっていることです。

大幅な人員削減が行われた結果、この5年間、知事部局一般行政職でも正規職員は534人も削減される一方、非常勤職員は66人、臨時職員は常勤換算で233人も増加し、非正規職員の割合は2割を超えています。また、時間外勤務は増え続け、精神・行動障害での長期休業者は年間80人と推移しています。多くの臨時職員の配置は、「臨時的業務の対応」から、今や給与費プログラムで削減された定数内職員の業務を担うものになっているのが実情です。継続的に行われている仕事は本来正規職員として雇用し、臨時非常勤職員の給与をはじめ、子育てや介護と両立できるよう、均等待遇の実現へ、官製ワーキングプアの解消へ率先して取り組まれることを求めるものです。

台風23号災害では、土木事務所の統廃合や人員削減で現場対応能力が低下した事実を忘れてはなりません。東日本大震災の被災地でも、集中改革プランで公務員が削減されるなど体制が弱っているところを震災が襲い、災害復旧にも深刻な遅れをきたしています。ただただ、効率だ、人員を減らせという議論は地方自治法にも明記された自治体が果たすべき役割を投げ捨てることに他なりません。

土木事務所や地方振興局の体制の拡充、配置の見直しを求める意見が自民党議員からも出されました。災害対応で真っ先に現場へはしり、この冬の雪害の際にも少ない人員で泊まり込みの体制をとってご尽力いただいたのが土木事務所であり振興局の現場職員です。市町村や現場の実態に即した人員体制の強化を求めておきます。

第四に、国の責任を放棄し、道州制に道を開く地域主権改革をいっそう進め、さらに全国知事会長として主導的役割を果たしていることです。

自公政権時代から進められてきた地方分権改革で市町村合併、三位一体改革等を国と一体となって市町村に押し付けてきた結果、府民の暮らしや京都経済、さらに地域そのものが崩壊するような深刻な事態に直面してきました。にもかかわらず関西広域連合で、全国的にみても3機関のまると委譲をすすめる先頭にたち、さらにリニアや整備新幹線の推進など、新たな財界の儲け先をトップダウンでいっそうすすめるようとしています。これに対し、書面審査でも他会派から「市町村の意見をもっと聞くべき」などの声が出されるほどとなっています。

また設立した地方税機構に自治体の課税自主権を実質ゆがめる課税事務を順次移管し、さらに滞納者を、有無を言わずに地方税機構送りにする一方、府民に直接サービスをしている府税事務所や広域振興局等の職員を削減し続けています。さらに、地域主権改革を本格的に推進する方向が貫かれ、全国知事会長でもあるだけに、主導的役割を果たし、京都府の自治体としての役割をゆがめ後退させようとしていることがいよいよ明らかとなっていることです。

なお、同和奨学金償還対策事業等にメスははいておらず、無駄使いが温存されています。以上の理由から 第1号議案は反対するものです。

次に第13号議案「京都府水道事業会計予算案」についてですが、府営水道料金について、過大な水需要予測により供給されている基本水量のうち、受水市町での使用水量は60%に過ぎません。過大な水需要予測の見直しや未利用水利権の活用を拒否し、カラ水料金を府民に押し付けている予算案に反対です。

次に第24号議案「京都府府税条例一部改正の件」についてです。

防災対策を名目に府民に一人当たり年500円の追加負担を平成26年度から10年間新たに求めるものです。しかも、条例改正に合わせ、付則に「森林環境保全に要する財源確保」を盛り込み、府民的に全く論議されていない税負担について、今後も継続できる条項を盛り込むことは、極めて問題であり、反対です。

なお、第16号議案については賛成するものですが、そもそも「地域主権改革」の名で、義務付け・枠付けの見直しを進めることは、「地方の自主性」「地方の実態」等にあった「条例制定権の拡大」というものの、国の社会保障等の責任放棄をすすめるという、問題をはらんでいることを指摘しておきます。

第30号議案 京都府中小企業応援条例一部改正の件については賛成するものですが、我々が兼ねてより求めてきたように、本来京都のすべての地場の中小企業を対象とした条例にするとともに、訪問相談や聞き取り調査など、府が直接責任を持つ体制に改善することを求めるものです。さらに、審議を通じて、内需主導、地域循環型経済への景気対策を本格的に進めるためにも、中小企業振興基本条例の必要性がはっきりしてきました。引き続きの検討を要望します。

第31号議案 京都府雇用の安定、創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例一部改正の件について賛成するものですが、正規雇用をしっかりと位置づけ、やむなく解雇をする場合の際の事前協議制度の導入、中小企業重視を求めます。また、雇用の部分における補助金について、返還規定を設けるべきです。指摘要望をいたします。

次に、議案第39号から第63号の指定管理者指定の件についてです。

平成18年度から指定管理者制度が導入されましたが、その後、株式会社など民間企業の参入や管理料

の削減によって、社会福祉事業団をはじめ、公的施設で働く職員の労働条件は、低賃金、長時間労働、非正規職員への置きかえなどで悪化してきました。

一昨年の総務省の通達では、制度について、公共サービス水準の確保と逆行しないように「単なる価格競争による入札とは異なる」と指摘し、適切な運用を求めています。今後この通達の主旨を生かし、安易に株式会社など民間に道を開き、管理料の引き下げ続けるような指定のあり方を見直すよう指摘しておきます。なお、第39号議案 けいはんなホールについては、そもそも学研都市開発は国家的事業といたしながら、地元自治体と住民に負担をおわせ、バブルがはじけた後も、適正な見直しも行わず、ずさんな計画のあとしまつを府民に押しつけるものになっています。

特に「株式会社 「けいはんな」には本府が15億円もの府民の税金を出資し、2008年に100億円の負債を抱えて民事再生を申請し、結局府民の税金は戻ってこなくなったのです。さらに今後大規模修繕などの時期も近づいていますが、本来国が責任を追うべき問題です。

また、第62号、南山城青少年自然の家についてですが、来年度で廃止し、るりけい少年自然の家に集約する方向が示されています。近隣府県に比べても少ないわずかに2箇所の青少年の社会教育施設の一つを老朽化を放置して廃止してしまうやり方は見直すよう求めています。

次に、第95号議案、関西広域連合規約変更に関する協議の件についてです。わが議員団は、関西広域連合が地方自治、住民自治のあり方からみて、大きな問題点を持っていることを指摘してきましたが、そのことを裏付ける事態が次々起こっています。今回の政令市の加入に伴う議員定数配分をめぐることは、滋賀県議会の意見の違いを多数で押さえつける事態が発生しました。

国の出先機関の移管をめぐることは、関西広域連合として丸ごと移管を求めて前のめりの動きをすすめています。しかし、3月20日に国出先機関の事務権限の移譲を受ける計画の市町村向け説明会が開催され、首長からは出先機関の機能維持や予算配分を不安視する声が相次いだとされています。上田近畿市長会長は「まだまだ基礎自治体の意見が反映される中身になっていない」として出先機関の機能維持を要望しました。国出先機関の移管をめぐることも、関係府県の地方自治体の中でまったく合意がないことは明らかであります。

今回の規約変更について、府内の市町村や府民にどれだけ説明したのかと特別委員会で質しましたが、理事者は「府民の代表である府会議員のみなさんの意見を聞いている」と開き直りました。構成府県の京都府としての説明責任をまったく自覚しない態度といわなければなりません。

このように関西広域連合のトップダウンの運営は、地方自治、住民自治を形骸化するものです。しかも、大企業中心の産業ビジョンなど大都市偏重の広域行政になってきていることも重大です。さらに道州制の実現を狙う大阪市や堺市が加入すれば、道州制への流れをつくることにもなりかねません。

また、政令市加入に伴う議員定数の配分案については、そもそも京都府の3人の連合議員数など民意を反映する議員定数とは言えず、大都市偏重の議席配分となっている点なども解消されていません。以上の理由から、関西広域連合規約変更に関する協議の件には反対であります。

以上で、私の討論をおわります。